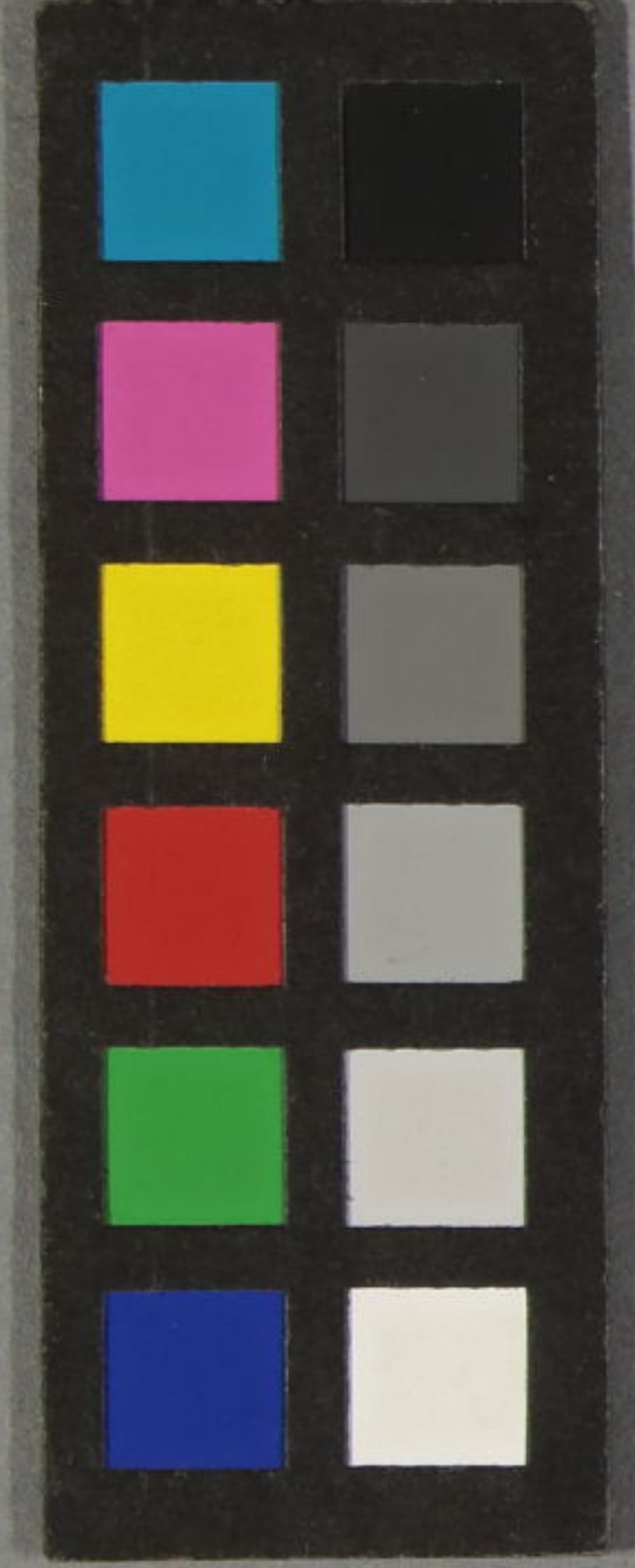


天下天下論 政事談 楠正行筆記
鬼門說 大學和歌 答服部栗齊稱謂目書

目

目録





天下天下論

室直清 著

當時天下泰平ありはれは世あり有徳有位の人あり
 親を敬く賢を愛く我く徳あり位ありはれは
 天子は樂をあた利を利く優渥して歳平く是
 皆泰平の餘澤ありはれは歐陽永叔豊樂亭記を著く
 宋の太祖四海の乱を定り天下の人を居あり
 百年泰平の樂ありはれは天子は誰か其恩の深きを
 せんせんありはれは東照官風を擲

了而少休一御一生は力を盡して撥乱反正一の功を
 今百有余年一なる干戈動も四海浪静し一天下
 泰平の化を浴びぬ又誰か御恩の深きを戴くは死
 して我等の如く身一に身一に身一に身一に身一に
 上の御聖徳を述べて世に傳へ知ると儒官の事なりは
 一治一将一を一を一を一を一を一を一を一を一を
 日一を一治一を一治一を一治一を一治一を一治一を
 各の考小一を一を一を一を一を一を一を一を一を
 下一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を

人々皆もあまの御言を以て最萬世不刊の名言とす
 一三代之を治るる九創業の君大形
 天下を治るる我一人の樂と進天下の天下とを治るる
 昔明の太祖創業の始先中山王徐達軍中にて病を治
 るる間ありて急を召返して諸醫を召して一療治せし
 水一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を
 後今数年徐達を命を與へて一を一を一を一を一を一を
 せん時予を命して一を一を一を一を一を一を一を一を
 の諸將徐達を第一とて天下を治るる功徐達小志

此時天下甫定、先死、我、
 秦平の樂を享するの事、
 年天下の安きを保ち、
 命を盡し、神ノ誓、
 歎息、
 光武を尊ぶ、帝王有真、
 元、徐達、
 了社稷、
 天下を治むるを長

存命、
 功臣の死を、
 知り、
 天下を治むるを、
 天下を治むるを、
 天下を治むるを、
 漢の始祖光武を、
 天下を治むるを、
 身を、
 天下を治むるを、
 秦の始皇、楚の項羽

世宗御ありあはれや此一あるの間漸天下静謐とむらひ
 つらき某秀吉と鮮楯とありたり又争乱始と天下の
 大難事とあり上洛と不慮の變あり其や
 天下の危し一命を捨んと危しと仰と
 羣臣皆肝小銘と免角と上と乃と
 了岡崎を御首途の時井伊本多等御身後すの仰と
 夫より御自身と命を天下に代ると
 水御一言の謬と天人の感通と

天命人心と出竹有と天下を保ると
 明の太祖も御命を尊と功臣の死を憐と
 以東照宮の御命を尊と天下の難を救んと
 此の御仁心の流厚りと太祖の御
 東照宮の御軍功の事と其の
 主人此の事と其の事と其の事と
 之の法と兵家者流と世の智

謀を好むは是の事を問ひて主物人の心を捉ひての
謀を好むは是の事を問ひて主物人の心を捉ひての
謀を好むは是の事を問ひて主物人の心を捉ひての
謀を好むは是の事を問ひて主物人の心を捉ひての
謀を好むは是の事を問ひて主物人の心を捉ひての
謀を好むは是の事を問ひて主物人の心を捉ひての
謀を好むは是の事を問ひて主物人の心を捉ひての
謀を好むは是の事を問ひて主物人の心を捉ひての
謀を好むは是の事を問ひて主物人の心を捉ひての
謀を好むは是の事を問ひて主物人の心を捉ひての

天下天下論終

政事談

南溪名越克敏著

幼冲轉導

公侯貴人の子と育ちたる人々、鄙事賤業の事を志し、
其の心を馳せ、習與性成長の後、随喜して高き物に就
き、貴人の心を解き、貴人の心を育ち、
此れを以て、其の表に生於深官之中、長於婦人
之手、未嘗知懼、此れを以て、下の情に通じ、
其の心を馳せ、習與性成長の後、随喜して高き物に就
き、貴人の心を解き、貴人の心を育ち、
此れを以て、其の表に生於深官之中、長於婦人
之手、未嘗知懼、此れを以て、下の情に通じ、
其の心を馳せ、習與性成長の後、随喜して高き物に就
き、貴人の心を解き、貴人の心を育ち、
此れを以て、其の表に生於深官之中、長於婦人
之手、未嘗知懼、此れを以て、下の情に通じ、

但古今於興廢得失不能通鑑綱目之類最日本
の記録を以て補益ありて風雅の好ありて風月を
考し詩歌の教ありて書畫の藝ありて大官の相國藤原伊通上意
見曰帝王崇學非謂善詩賦為知治體也と可謂確論矣

文武

文武軍國一體と云ふ孔子曰有文事者必有武備
有武事者必無文備昔在文官武官の多きと出づる將入
ハ相文を以て治世武を以て治世と云ふ日也と云ふ公卿の大將を
以て治世と云ふ古昔と和漢亦天子鼓戎衣討征と云ふ昇

平と云ふも武備を以て治世と云ふ公法の軍役を以て治世
其家の法を以て軍法の備武事試問新あるを以て治世
と云ふ也我を以て治世と云ふ也

知人

樊遲問知子曰知人仲弓問政子曰舉賢才之國の政多
端なり君一人の心力を以て任難也古先聖王設官
分職人を以て治世と云ふ也其の如何を以て治世
と云ふ也一也と云ふ也此の易晦相曲を以て治世
權要の吏を以て治世と云ふ也今世を以て治世と云ふ也

衛の武公八年九月五日猶自
 戒めしうしむるを以て睿聖武公と謚せり唐の玄宗ハ賢主
 かり温彦博猶諫曰願陛下常如貞觀之初則善矣帝の
 曰朕以来怠於為政乎魏徵曰貞觀之初陛下節儉求
 諫不倦以來宮繕微多諫者頗有所忤旨此所以異耳帝
 欣然納之唐の玄宗も四十八年天子として以て天
 寶とむる色を溺り殆として下を亡せり宋の真宗も景德
 以来も賢明とて祥符以後驕奢を失せり君として人
 を懲戒せりて之を以て京極高國なりと家齊の初もハ

政勢も軍一々々々次第も多し我作もして終に領地を
 以上家滅亡せり殷鑒を述りて以て怖るべし

政事談 終

下正行を殺し吉野の皇居を焼拂ひてハ内侍を盜得
しつゝいふに彼塩冶判官高貞を殺すと曰ふを
了師直齡みずし餘りてかきまはし悔しかる行を
し後世を以てのめりてを綴るにいふは
しつゝ天下の執事しつゝ國家の政をあらけり尊
氏を畏れし拙いしんてあつて正行師直二人
の行跡をえりて天地黑白のちあつて矢の家身
をえりて人々をえりては
んあつていふはしつゝけりては

右正行筆記佐藤直方先生近は吉野拾遺を後正行
のいふを感て其あつてを書し
けりて其意味親切義理明著し朱子通鑑細目の
書を以て抑後醍醐天皇吉野の臨幸ありて皇
君を以てしつゝ世の又南朝と稱し後村上天皇
長慶院 後龜山院ありて即位しあふ是正統の
帝位あり 後龜山院の時楠正儀の子正勝正元千破
劔の城を攻めし正勝ハ十津川邊に流浪し正元と
京を殺し南朝のいふはしつゝ北朝の後

遊り及なりしに元禄壬午の春跡部良賢筆を重訂
齋藤

楠正行筆記 終

鬼門説

新井君美 著

鬼門クワはクワ帝宅クワ經クワ小クワなるはクワ是クワ堪興クワ家クワなるはクワ屋クワ也

東北の隅を鬼門と名づけし其説二つあり一曰

鬼門宅壘クワ氣クワ缺クワ薄クワ空クワ荒クワ吉クワ犯クワ之クワ偏クワ枯クワ淋クワ腫クワ等クワ災クワとクワなるは

此説クワは此方クワの家クワ作クワる事クワなるは

偏枯クワ中クワ風クワ身クワなり

類多し淋病腫氣の病ありて一とありて一とありて

良鬼門龍腹徳囊宜厚實重吉缺薄即貧窮カキウスとありて此

説ウチコト一良のウチコト一鬼門あり龍腹徳囊の地ウチコト名

は此方ウチコト一厚ウチコト一吉ウチコト一重ウチコト一實ウチコト一宜ウチコト一徳ウチコト一腹ウチコト一龍ウチコト一鬼門あり

一缺薄カキウス一貧窮カキウスありて一とありて一とありて一とありて

一とありて一とありて一とありて一とありて一とありて一とありて

一一定ウチコト一又東北ウチコトありて一とありて一とありて一とありて

一山海セウカイ経ウチコトありて一とありて一とありて一とありて一とありて

一鬼のウチコト一甲ウチコト一東ウチコト一北ウチコト一とありて一とありて一とありて

向ウチコト一水ウチコト一鬼門ウチコトありて一とありて一とありて一とありて

一ハウチコト一とありて一とありて一とありて一とありて一とありて

一リウチコト一彼鬼ウチコトありて一とありて一とありて一とありて一とありて

一柵ウチコト一門ウチコト一戸ウチコトありて一とありて一とありて一とありて

一凶鬼ウチコトありて一とありて一とありて一とありて一とありて一とありて

一とありて一とありて一とありて一とありて一とありて一とありて

一を門ウチコトありて一とありて一とありて一とありて一とありて一とありて

一此ウチコト一外ウチコトありて一とありて一とありて一とありて一とありて

一とありて一とありて一とありて一とありて一とありて一とありて

魯の表公の東の方を也と云ふは不祥ありと云ふ
 信りたりと云ふやと向ふは孔子乃對して云ひて不
 祥ありと云ふ信り東の事を云ひては其中より
 信りて人をも抑へて自ら益を身の不祥ありと
 人をも抑へて信りて益を身の不祥ありと云ふ
 すと云ふ不祥ありと云ふ國の不祥ありと云ふ
 すと云ふ不祥ありと云ふ幼少の人の不祥ありと云ふ
 信りて不祥ありと云ふ聖人の不祥ありと云ふ愚者權を
 すと云ふ天下の不祥ありと云ふ不祥ありと云ふ東の方を也と云ふ

中を也と云ふは東北の方を也と云ふは不吉なりと云ふ
 東北の方を也と云ふは不吉なりと云ふは
 世の人の事なり中華の堪輿家と云ふ其道を云ふは方位を
 やりて事なり中華の堪輿家と云ふ其道を云ふは方位を
 我朝の陰陽曆家ハ云ふは
 沙汰と云ふは黄帝宅經の説に一定の法ありと云ふ
 其禁忌を犯すと云ふは偏枯淋腫の
 病ありと云ふは禍ありと云ふは西家の
 東と東家の西と云ふは方角の禁忌ありと云ふ

のあゝ我家の鬼門も蝦夷の地もやあゝ其外の
 地^{キキ}禁忌ありては
 御側小侍の物語も
 天の下も
 御心より出づる

鬼門説 終

大學和歌

室直清 著

明明徳

皆人の本は心も

新民

心も

至善

格物

格物

永年との多様なり品一りありてもいふはさのいふも
いふふはささささささ
いふふはさささささ

白き水の如きもいふはさささささ乃山後ありて

致知

月夜に輝く水さささささ玉塔のささささ白河の

月夜に輝く水さささささ玉塔のささささ白河の

致知を別段のさささ
あはハ新詠ありて

誠意

いふささささささささささささささささささ

ささささささささささささささささささ

ささささささささささささささささささ

鳥羽のさささささささささささささささ

下れりてささささささ
あさささささささ

人さささささささささささささささささ

此二ささささささささ
いふふはささささ

正心

さささささささささささささささささ

さささささささささささささささささ

大學和歌 終

答服部栗齋稱謂問目書

竹山中井積善著

考示の問目大抵今日の文士の窮乏を以て其の當の文
字を以てして其の先と郡勝を以てして考定の旨
を以てして其の采摭を以てして

大君の稱の如きと云ふは其の面略の如き問目中
に於ては其を用ひて其の郡見を以てして其の
考定に於ては餘人の説と何れも其の白石の五事略の説
を以てして其の採摭を以てして其の考定に於ては

方々五事略を辨や〜〜〜入用の〜〜〜

江戸の御本丸西の丸は端的の文を〜何ん
本丸と身城リ〜史傳〜〜大小〜
一城の内〜大將の居は〜又正衛と稱〜禁裏
を正衛と稱も唐の制宣政殿謂之正衛日見群臣古之
治朝也〜天子の外正衛と〜
階は〜元來軍中の牙旗〜天子〜君臣の
階は〜元來軍中の牙旗〜天子〜君臣の

〜〜〜將軍之所居曰牙と〜牙ハ衛と同
〜〜〜天子居曰衛今官府亦曰衛〜通用と
〜〜〜又金城の字あり元來金城湯池〜字な
〜〜〜似〜本丸の名〜温公通鑑〜改其金城は胡
註凡城内牙城晋宋時謂之金城〜文は臨
丁宜と用ゆ〜二の丸と副城子城〜
〜〜〜子城と的當〜副城ハ字面を〜月
城麀城と〜副城と〜馬出〜
〜〜〜二の丸〜西の丸ハ西臺〜

臺の字は六朝唐宋に用ひるは古の臺の字に似て
 王城を臺城とも云ふは官署の用や天子
 限は用ひる文字なり本丸二の丸を臺に表は
 ともは不却合りぬハ姑々西臺の限は用ひぬ
 御老中若御老中ハ執政參政を以て外とあり
 唐宋の間ハ閣老の文字あり中書門下平章參知政事
 ありと概稱する字面より意度一ツの官名と云ふ
 あり閣と臺閣ありは用ひる老中即老中の老
 通ひぬハ事ハ狂點稱し可なり諸侯

の國に用ひる又天子を偕する文字
 御臺の的常は御臺の字を用
 蓋上古の少典の妃黃帝の正妃帝嚳の元妃舜の二妃
 あり右の字定すは其後
 后妃の字あり二字と一字と文王の大妃を稱し
 周の后と天子の適室と左氏傳
 元妃次妃あり諸侯の夫人衆妻を稱し委妃の稱あり
 晉宋以來皇太子并諸王の室を妃と稱し諸王の適母

太妃と云ふは先王の制天子の后あり夫人あり
 世婦あり妻あり夫人以下皆妻媵の列あり諸侯と其
 夫人を娶正室と大夫ハ其世婦をとり士と其妻を
 取西配と云は我邦天子の后あり妃あり其妃を
 取正室の稱と古は割りも有りと云ふを大
 概の意を云ふ大君并諸王三公の正室を妃と
 當を以てて豊公の時を述べてハ元妃淺野氏次妃
 京極氏季妃淺井氏と云ふ大廳を太妃と
 云ふ又此等北方御臺の稱ありと云ふを粧點

北臺と云ふは先輩も此字を用ひ
 京極妃ハ松丸殿淺井妃ハ淀殿ありハ松
 臺淺臺ありありと云ふ
淺井妃ハ高臺院と稱しハ
 此等眞臺と稱し
 但一は命ハ命の如く教の外とあり
 大旨は命の如く大抵江都の事と大の事を
 殿下の外お當の事と云ふ
 費の外は命の如く云ふと云ふ
 且命の如く云ふと云ふ
 且命の如く云ふと云ふ

のまゝ用ひて字を以て紀事の時 皇太
 子諸王三公の通して薨る書 諸侯の國主以下推して
 卒と書 別して春秋の魯を薨と書 諸國を卒と書
 時の盟主も差別あり内辞の如くは同 諸侯も
 其君を稱するも 其大夫を卒と
 す 内辞の如くは右の例を好む
 大君を遷稱するに有事なり 有徳宮あり 何の
 事なるに 何の事なるに 左氏の桓宮 僖宮あり

漢以来ハ天子の殿
 宇のらるるに他 轉用して後世に宮觀の稱あり
 紫霄宮 珠宮 天尊を奉るに宮と稱
 道士の宮あり 我 邠の例に伊執
 大神宮ハ幡宮と稱し 格別と他あり
 有徳大君廟あり 此 有徳廟と東儒の謂り
 憲廟 文廟と云ふ廟あり 廟あり

其人を以て廟と稱するは禹廟文王廟韓文公廟か
ら御代を以て廟と稱するは天子の制
を以て備用するに

自稱の孤の外もあらず元來天子の孤と小國の君
の稱も大國も災患ある時に孤と稱する
例ありて傳例も矛盾も確據も
必竟孤ハ寡人と同し但後世
蜀漢魏呉の主の帝を稱するに
自稱の孤と稱する餘人もあり

間々朕の次に稱の核を以て例として今日
孤と寡人とを以て同するに

帝鑑の間の類は一局の字を用ひ可なり
大戴禮徳以鑒位、以光局、以觀功、以養民とあり此
局も理を以て推して何
の問詰りて後世の史を以て
史局と云書籍を管するを書局と云禮局あり兵局あり
内廷局あり殿中局あり何れも何れも何れも何れも
官署の一つと推して

多々一概

國主城主無城旗本の別官爵名稱の混雜あり
く我 邦封建の制も自然の五等を國主
なり准國主なり城主なり館主なり関内侯あり爵と一
概實叙あり官と皆虚任あり凡諸侯の名稱も
も國主其國を稱し郡縣の
封実任の時の任あり封建の号あり虚任もあり
も行文の間互に干旋あり一を執し

論 國主城主の名目ハ華域の史傳あり是を
以其を用す駿河國主今川義元小谷の城
主淺井長政なり右の五等を皆別の法あり又
國名邑名も稱し駿河侯小谷
侯なり五等を其を封す
を國侯ハ一字を切て稱す甲侯尾侯の
を國名單用の例あり又今任官を以て諸侯
の名あり稱す俗あり自ら書す
も加藤主計頭清正小西攝津守行長

とらるる又和法に四位以上の封土に虚任を以て
 了名を採るに依り岐早中納言秀信清洲侍従正則と
 以て其の苗字を以て例ありて虚任を
 以て其身を以て諸侯あり其受領の國名を以て
 了某侯と稱するに依り片桐石見侯一柳土佐侯
 とらるる小侯を以て況や城主國主を以て萬石
 以上を受領するに依り君を用ふる可ありて君を公
 侯と通し晋文公を以て文君と云宋元公を以て元君と云
 以て侯爵を以て君と稱する例あり信陵君平

原君商君武安君の類に依り後世に婦人の封を以て郡
 君縣君の例あり皆虚封なり婦人々を以て況や丈夫を
 や物々々々ハ一篇の文體々々々々行文の間耳々々々
 々々取舎々々々々一定の法々々々々
 近来右近將監殿初主計頭々々奏者々々寺社奉行
 々々々々後々執政々々々々右近將監々々々々一例の官
 の後々々々々々傳々々々々々別々々々々々書法々々々々
 々々々々々々々々々々虚任々々実職々々々々々々叙任
 々々々々々々職掌々々々々々々々々々々々々々々別々々々

